

災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画の概要

災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針 (H24.8.17 決定)

● 備蓄等に係る基本的な考え方

=災害発生から3日間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことなどが想定され、被災地内での自立的な供給体制が必要

被災地内での自立的な供給体制が必要

・自助・共助による備蓄 (家庭や事業所などによる3日分以上の備蓄の促進)

・公助による備蓄、調達

市町村における備蓄・調達 (自助・共助の補完、災害時等援護者等に対する配慮等)

県における備蓄・調達 (市町村の補完、プッシュ型支援、災害対応職員等の備蓄等)

帰宅困難者支援に係る物資の備蓄 (一時滞在施設における必要な備蓄の検討)

災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

1. 目的

基本指針に基づき、県が、発災からの3日間における被災者等の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄する。

2. 計画期間 4カ年 (平成25年度～28年度)

3. 備蓄目標等の検討に当たっての基本的考え方

(1) 被災市町村 (市町村を經由して被災者へ供給)

- 想定避難者数 ピーク時146万人 (東京湾北部地震)
- プッシュ型支援に必要な生命維持に最低限必要な物資の備蓄 (食料、飲料水、毛布・トイレなどの生活必需品)
- 災害時要援護者や女性等に配慮した物資の備蓄 (要援護者向けの食料、紙おむつ、生理用品)
- まずは、自助による家庭備蓄等の活用 (3日分以上の備蓄の推奨)
→自助の補完として、市町村が必要な緊急物資を備蓄
→県は市町村の補完として、市町村の10%相当を備蓄
- 11か所の備蓄倉庫で保管 (一部民間の営業倉庫を活用)
- 協定による物資の調達

(2) 県有一時滞在施設利用者 (帰宅困難者対策)

- 最大受入可能人数 1万5千人
- 最大3日間の移動制限を想定した備蓄
- 食料、飲料水、アルミブランケット等の備蓄

(3) 県の災害対応職員

- 本部第3配備要員 2万人 (公営企業を除く)
- 食料、飲料水については、併せて、職員備蓄を勧奨

【計画に基づく備蓄品目及び目標量】

(1) 被災市町村への提供を目的とした備蓄

品目	目標量	備考
食料 (一般向け)	420,000 食 (127,040 食)	1人1日2食×3日 (住民持参率30%想定)
食料 (要援護者)	85,700 食 (85,700 食)	1人1日2食×3日。乳児・高齢者等 (住民持参率30%想定)
飲料水	509,000 本 (458,600 本)	1人1日2本×3日。500ml ペットボトル (住民持参率30%想定) (一部流通在庫備蓄方式)
毛布	72,800 枚 (18,160 枚)	1人1枚 (住民持参率50%想定)
簡易トイレ	2,400 基 (1,516 基)	60人に1基 (住民持参率の想定なし)
生理用品	65,600 枚 (65,600 枚)	女性。1日6枚×3日 (住民持参率50%想定)
紙おむつ (乳幼児)	31,700 枚 (31,700 枚)	1人1日6枚×3日 (住民持参率50%想定)
紙おむつ (大人)	4,400 枚 (4,400 枚)	1人1日2枚 (パンツ)、尿漏れパットとセット (住民持参率50%想定)

※下段かっこ書きは、現在の備蓄量を差し引いた4年間の整備目標量

(2) 帰宅困難者対策として開設される県有の一時滞在施設利用者を対象とした備蓄

品目	目標量	備考
食料	85,200 食	1人1日2食×3日
飲料水	127,800 本	1人1日3本×3日。500ml ペットボトル
アルミブランケット	14,200 枚	1人1枚
携帯トイレ	2,130 箱	1箱100回分。1人1日5回×3日

(3) 県の災害対応職員を対象とした備蓄

品目	目標量	備考
食料	58,100 食 (51,350 食)	1人1日1食×3日
飲料水	58,100 本 (58,100 本)	1人1日1本×3日。500ml ペットボトル
携帯トイレ	2,910 箱 (2,890 箱)	1箱100回分。1日1日5回×3日

※公営企業を除く。下段かっこ書きは、現在の備蓄量を差し引いた4年間の整備目標量